



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年5月25日火曜日 第209号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）... 768
指定自立支援医療機関の名称の変更.....	（ " ）... 769
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	（経営支援課）... 769
保安林予定森林にする旨の通知.....	（森林整備課）... 770
解除予定保安林.....	（ " ）... 770
保安林の指定.....	（ " ）... 770
保安林の指定の解除.....	（ " ）... 770
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	（東予地方局農村整備課）... 770
土地改良区の定款変更の認可.....	（ " ）... 771
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	（ " ）... 771
道路の区域変更（一般国道319号）.....	（東予地方局四国中央土木事務所）... 771
道路の供用開始（一般国道319号）.....	（ " ）... 772
道路の区域変更（県道才之原菊間線）.....	（東予地方局今治土木事務所）... 772
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	（中予地方局管理課）... 772
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）... 772
指定障害児入所施設の指定の辞退.....	（南予地方局地域福祉課）... 772
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	（ " ）... 773
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	（ " ）... 773

告 示

○愛媛県告示第703号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
すぎ山クリニック	越智郡上島町弓削土生208-1	杉山晃一	広島県尾道市神田町2-9-16	杉山晃一	精神通院医療	令和3年5月1日
アイリス薬局たるみ店	松山市樽味二丁目8番33-2号	有限会社エヌ・エスコポレーション	松山市白台水2丁目12番地2	代表取締役 野尻公三	精神通院医療（薬局）	令和3年5月1日
よつば薬局西予野村店	西予市野村町野村11号117-8	よつばメディカルサービス株式会社	八幡浜市江戸岡一丁目7番15号	代表取締役 武智博志	精神通院医療（薬局）	令和3年5月1日
今治センター薬局	今治市別宮町7丁目403番3	一般社団法人今治薬剤師会	今治市高市甲266-1 力毛調剤薬局内	代表理事 鴨頭隆志	精神通院医療（薬局）	令和3年5月1日

○愛媛県告示第704号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
株式会社DDD	今治市南大門町二丁目1番地21	代表取締役 平田鐘大	訪問看護ステーションD&D	今治市南大門町1丁目6番地18 3階	精神通院医療	令和3年5月17日	

○愛媛県告示第705号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		担当する医療の種類	変 更 日 年月日
変 更 前	変 更 後		
上田小児科・外科	上田小児科	精神通院医療	令和3年 4月1日

○愛媛県告示第706号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年月日	届 出 の 日 年月日
イオン今治店	今治市馬越町四丁目8番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか4者	イオンリテール株式会社 ほか3者	令和元年 9月21日 ほか	令和3年 5月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第707号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年月日	届 出 の 日 年月日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか13者	イオンリテール株式会社 ほか12者	令和2年 7月25日 ほか	令和3年 5月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第708号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所
四国中央市新宮町馬立4275、4276の1

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

新宮町馬立4276の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第709号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所
西条市津越字タキノヤマ7114の3、7114の4

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第710号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所
南宇和郡愛南町内泊1650から1652まで、船越1574、1575

2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町脇本275の1、275の3から275の6まで

2 保安林として指定された目的
魚つき

3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月25日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	白石 初太郎	新居浜市徳常町3番11号
"	白石 佳久	新居浜市港町8番7号
"	宮崎 富好	新居浜市港町7番11号
"	白石 砂千子	新居浜市徳常町4番38号
"	日野 幸子	新居浜市中須賀町1丁目2番29号
監事	白石 和久	新居浜市西町5番28号
"	白石 泰弘	新居浜市泉池町11番4号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	白石 初太郎	新居浜市徳常町3番11号
"	横山 弘昌	新居浜市徳常町5番45号
"	高橋 一博	新居浜市西町3番9号
"	白石 佳久	新居浜市港町8番7号
"	白石 泰弘	新居浜市泉池町11番4号
監事	宮崎 勝善	新居浜市港町15番26号
"	白石 和久	新居浜市西町5番28号

○愛媛県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市神戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	伊 藤 勇	西条市中野甲598番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	野 口 佳 子	西条市安知生705番地

○愛媛県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 山 賢 治	西条市朔日市631番地 3
"	近 藤 清 政	西条市玉津677番地
"	越 智 健 治	西条市玉津648番地 3
"	加 藤 武 司	西条市朔日市23番地
"	加 藤 高 明	西条市朔日市123番地
"	越 智 幸 一 郎	西条市本町89番地
"	三 好 和 彦	西条市朔日市735番地 1
"	三 浦 幸 三	西条市新田71番地 2
監 事	高 橋 滝 雄	西条市朔日市628番地
"	塩 崎 能 治	西条市明屋敷213番地
"	越 智 良 和	西条市玉津324番地 2

○愛媛県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市金砂町小川山乙1889番 1 から 同町小川山2161番まで	旧	メートル 3 9 ~ 46 6 5 0 ~ 10 6	キロメートル 0 400 0 .115	
			新	3 9 ~ 64 .1 5 0 ~ 10 6	0 400 0 .115	

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 山 賢 治	西条市朔日市631番地 3
"	近 藤 清 政	西条市玉津677番地
"	越 智 健 治	西条市玉津648番地 3
"	渡 辺 道 善	西条市朔日市220番地
"	三 谷 忠 博	西条市朔日市56番地
"	高 橋 滝 雄	西条市朔日市628番地
"	三 好 和 彦	西条市朔日市735番地 1
"	越 智 幸 一 郎	西条市本町89番地
監 事	塩 崎 能 治	西条市明屋敷213番地
"	森 壽	西条市玉津81番地

○愛媛県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第716号

道前平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年5月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 道前平野土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - 道前平野土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
令和3年5月28日から6月17日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁

○愛媛県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年5月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市金砂町小川山2170番から 同町小川山2165番3まで	令和3年5月25日

○愛媛県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年5月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	才之原菊間線	松山市小山田乙404番3地先から 今治市菊間町西山803番2まで	旧	メートル 4.40～40.20	キロメートル 1.352	
		松山市小山田乙404番3から 今治市菊間町西山803番1まで	新	15.20～60.20	0.800	

○愛媛県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年5月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	伊予松山港線	松山市南吉田町507番5から 同町1473番15まで	旧	メートル 23.3～66.0	キロメートル 0.671	
			新	23.3～55.4	0.671	

○愛媛県告示第721号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 令和3年5月25日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第8号 令和3年5月14日	東温市志津川字出口甲690番1、甲690番2、甲690番2地先水路	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴エム・シー

○愛媛県告示第722号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の14の規定により、次のとおり指定障害児入所施設の指定の辞退があった。
 令和3年5月25日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

事業者番号	指定障害児入所施設の設置者			福祉型又は医療型の別	辞退に係る指定障害児入所施設		辞年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3850700018	大洲市	愛媛県大洲市大洲690番地の1	二宮 隆久	福祉型	大洲市立大洲学園	愛媛県大洲市市木1005番地1	令和3年3月31日

○愛媛県告示第723号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和3年5月25日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3820300501	社会福祉法人宇和島福祉協会	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番8号	上 甲 カズ子	共同生活援助	きさいやホーム	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番8号	令和3年4月1日
3810300735	社会福祉法人宇和島福祉協会	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番8号	上 甲 カズ子	短期入所	きさいやホーム	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番8号	令和3年4月1日

○愛媛県告示第724号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年5月25日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810400063	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地	清 家 俊 蔵	居宅介護	社協ヘルパーステーション保内	愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1	令和3年3月31日
3810400063	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地	清 家 俊 蔵	重度訪問介護	社協ヘルパーステーション保内	愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1	令和3年3月31日
3810400063	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地	清 家 俊 蔵	同行援護	社協ヘルパーステーション保内	愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1	令和3年3月31日